橿原市新本庁舎建設検討委員会記録簿

	恒尿川机卒儿古连政快剂安良云記赇决
会議名称	第3回 橿原市新本庁舎建設検討委員会
日時	H30年10月27日(土) 15:00~17:00
場所	橿原市役所分庁舎 2階会議室A
	委 上野委員長、 牧委員、 新海委員、 青海委員、 塚田委員、 米田委員、 仲川委員、 岡崎委員
出席者	事務 部副部長 一人木駅周辺整備課:西岡課長、 植木主任指導員、 楠原課長補佐、 西村課長補佐 尾崎統括調整員、 辻本係長、 坊南主査、 堀川主査 長大 :1名
欠席者	委 木多副委員長、 倉方委員、 宮内委員、 米川委員
配布資料	第3回 橿原市新本庁舎建設検討委員会 次第 橿原市新本庁舎建設検討委員会 委員名簿 第3回 橿原市新本庁舎建設検討委員会検討資料一式
事務局	ただいまより第3回橿原市新本庁舎建設検討委員会を開催させていただきます。 本日現時点で委員7名のご出席となっており、1名が遅れて参加される予定となっています。したがいまして、橿原市新本庁舎建設検討委員会規則第5条に基づき、委員会が成立していることをご報告させていただきます。 本日の委員会は、橿原市情報公開条例第6条第1項第5号に該当することから、非公開とさせていただきます。
	議案の1番スケジュールについて
事務局	まずは、6月2日に行われた第2回検討委員会から本日までの報告をさせていただきます。前回の検討委員会において、基本計画の素案についてご承認をいただきましたので、6月15日市庁舎建設及び八木駅周辺整備事業等に関する特別委員会において、住民参加型ワークショップの結果報告と基本計画概要ということで、庁舎の規模について報告をいたしました。この特別委員会では庁舎規模の報告となり、庁舎規模に関する質疑については、7月27日の委員会で行っております。その中で、新本庁舎の規模だけでなく、市の施設の今後の方向性を示すべきであるという指摘がありました。8月16日に庁内の検討委員会を開催し、市長にも出席していただき、市施設について、一定の方向性を決定し、8月30日、9月19日の特別委員会において報告しました。補足資料-1が当日示した資料となります。
	た。 また、本日の検討委員会に先立ちまして、庁内検討委員会を10月16日に開催し、議論をしていただきました。 以上が新本庁舎建設基本計画における現在までの状況となります。 今後の予定は、本日の検討委員会でご審議いただいた結果を特別委員会に基本計画案として報告します。その後、1カ月間パブリックコメントを実施し、その結果を基本計画案に反映させた上で、庁内の検討委員会、そしてこの新本庁舎建設検討委員会でご審議いただき、特別委員会に報告する予定としています。そして、平成31年2月末頃には基本計画の策定を目指すスケジュールになります。
	新本庁舎建設の全体スケジュールについて、現時点では2つのパターンを想定しています。 まず1パターン目ですが、基本設計と実施設計を今後一括で発注した場合の事業スケジュールです。基本計画を今年度策定し、基本設計、実施設計と移っていくわけですが、この基本設計と実施設計を一括で発注し、全体で17カ月かけて建物の実施設計を進めていくという形になっております。その後建設業者の選定を行い、建設工事は平成34年9月末頃の竣工となります。 2パターン目は基本設計と実施設計を分離発注する場合の事業スケジュールで、基本設計を終えた後、32年度の最初に実施設計業務委託業者選定の入札手続に3カ月新たに追加され、また実

施設計の期間につきましても、基本設計と実施設計が違う業者になることも想定されることから、実 施設計の計画期間は1カ月延びて7カ月程度かかります。全体で入札手続がふえる分も合わせて、 21カ月の工期を想定しています。このスケジュールの遅れが建設工事にも影響し、新本庁舎の建 設工事の完成は34年度末となり、6カ月程度遅れるという想定となっています。

この2つのパターンのそれぞれのメリットとして、まず最初の一括発注を行った場合は、発注回数 が減ることによる工期の短縮、スケールメリットによるコスト縮減などが考えられます。一方、分離発 注した場合は、受注機会を多くすること、基本設計に対する第三者の意見を取り入れた実施設計を 行うことができるなどが考えられます。このように、2つのパターンを現在想定していますが、本日の 資料につきましては、設計期間が長くなると想定される、設計を分離発注する場合を基に作成して おります。

今後のスケジュールは、この基本計画を策定した後に、31年度から基本設計、32年度に実施設 |計を行い、建設業者の選定を勘案し、庁舎建設の着手が平成33年10月ごろとなります。 建設工事 には18カ月程度を見込んでおりますので、竣工は34年度末となり、引っ越し、システムの移設を行 いますと、庁舎の供用開始は平成35年の夏ごろになると考えております。その後、現庁舎の解体、 外構工事を行いますと、事業の完了は平成36年度になると考えております。

スケジュールについての説明は以上です

委員長 ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

基本設計と実施設計を分けようというお考えはどこから出てきたんですか。なぜこの検討が今回 委員 新たに加わったんですか。 前回までは一括発注前提のお話をしていたと思うんです。 どういう意見 に基づいてこれが加わってきたのかを教えていただければと思うんですが。

我々のほうで、今まで特別委員会を複数回開催させていただいて、ご特定の形で基本計画のパ 事務局 ブリックコメントをするのはどうかという議員のご意見もあり、今回パブリックコメントをする過程におい て、17カ月から21カ月という幅を持たせた設計期間を設けて、提案させていただきました。

委員長 前回までは、基本設計、実施設計を一括で発注するという方向でした。今回は、様々な要望があ って、それぞれメリット、デメリットはありながらも、分離発注を考えたらどうかということです。

> 分離発注のほうがいいと思います。一括にすると、一括丸投げすることも考えられる。丸投げする と利益に走る。分離発注したほうが、各段階で専門の人が入るのではないかなと思う。丸投げしたら 利益のほうへ走るから。それよりも分離発注のほうが、各段階で専門の人に入っていただけると考え ます。

> 私個人の見解ということでお話しさせていただきますが、基本設計と実施設計は、一括発注のほ らがいいと考えております。理由の1つ目に、基本設計の形をまさに現場で、どういう材料でどういう 広さにしていくかなど、非常に細かい作業をするということで、基本設計を前提として実施設計で詳 細な図面をつくる、ラフプランから本当に建物が建てられるような詳細な図面にしていくという流れが ありますので、基本設計の意図をきちんと理解した上で実施設計をするということが必要ですので、 そこは同一の会社の方にやっていただいたほうが、非常に円滑に設計業務が進むのではないかと いうのが1つあります。

> もう1つ、分離すると責任の所在が曖昧になる可能性があると思っております。基本設計のほうで 案をつくっていただいて、別のところが実施設計をするとなったときに、基本設計の段階で、もちろ んかなりきちんと精査をして基本設計を完了していると思いますが、実際に柱の大きさとかそういっ たことを検討していく中で、基本設計に関して仮に何かあった場合、責任の所在がかなり曖昧にな る。同一の業者さんがやっていれば、それは自分でなぜこうしたのかがわかると思いますので、それ を踏まえて詳細な図面に落とし込めるのかなと。もし詳細な図面の段階で誤りというか、基本設計の 部分を一部見直して、実施設計に反映するということもできると思います。また、工事のときに設計 |意図を円滑に伝達していくということを考えると、一括発注にもメリットはあるかと、私個人としては考 えております。

> 設計と施工は分離発注されると思うのですが、図面通りできているかなどの施工監理はどうされる のか。それと、現状の公共建築の一般的な方式として、設計業務の一括発注と分離発注の割合 は、どの程度かを教えていただきたいです。

委員

委員

委員

事務局

実施設計をした業者が施工管理をすることで責任があいまいにならず、意図が忠実に現場に伝わるのではないかと現時点では考えております。

委員

分離発注の割合というのはわかりますか。

事務局

我々も、基本設計と実施設計を一緒にすることによるスケールメリットの部分、つまり予算で言えば、分けて発注することによって増額するということもわかっておりますし、同時に発注することによって、同種の実績を持つ会社に参画していただきやすくなるのではないかということも考えながら、当初そういう計画をさせてもらっていたわけです。分けてしまいますと、どれだけ参画いただけるかどうかという不安も持ちながら、今回どちらの案がいいのかということをご検討いただきたいと考えております。

事務局

発注の割合に関しましては、詳細に全てを調べたわけではないですが、基本設計と実施設計を一緒に出しているところ、それから基本設計は立てて、実施設計と建設工事を一緒にするDB方式で出しているところ、大体その2つに分かれています。基本設計、実施設計、建設工事それぞれ3つを別々に出しているパターンは、どちらかというと少ない形になっています。橿原市の周辺市では、DB方式が2つあって、基本設計と実施設計を一括で出しているところが2つあって、基本設計のみ出しているところが1つとなっています。

委員

建設工事の期間が34年までで切られるということであれば、時間の余裕がないということですので、時間のことを考えますと、一括発注ということが望ましいのではないかと思います。

委員長

今の事務局からの話の中で、DB方式がありましたが、今回はそれを採用することは考えていないということですね。それはスケジュール的な問題ですか。

事務局

議会でも少し議論になりましたが、全体の工期を早めることについて、基本設計と実施設計を一緒に出して、建設工事を別途で出す方法と、基本設計を出して、実施設計と建設工事を一緒に出す方法と、それは工期的には余り変わらないのですが、DB方式ですと、市の意見が反映しにくいところが少しありまして、後からこれを変えてほしいとか、そういうふうなことを言うとなかなか難しい面があります。それを設計で先に固めていくと、柔軟に対応できるので、今回の場合はそちらを採用したいと考えております。

委員長

今回大事なのは、どれだけ優秀なというか、きちっと仕事をしてくれる基本設計者を選ぶかどうかにかかっていると思います。そのときに、基本設計だけだと、技術力がすごく高い大手の人たちはなかなか出づらいということもあるのは確かでしょうし、そうすると、基本設計をやられた方は実施設計はやれないですよね。その辺は結構難しい微妙な問題ですけれども。

事務局

そこは入っていただいてもというふうな考えは持っております。

委員長

しかし、第三者的に見ると、基本設計をやっていた人が実施設計もやると、その人は有利じゃないという話にどうしてもなるので、そういうことを考えると、優秀な設計者を選べるのであれば、やはり一括でやるというのが、透明性の上でもいいような気はします。実施で分けると、さっきおっしゃったように、責任範囲の問題とか、基本設計に優秀な方が参加しづらい状況になるおそれがある。今回の庁舎は、今後もしかすると100年もの間続けていかなければいけないので、その質をどう高めるかという視点でぜひその方法を考えていただきたい。これは私の意見です。だから、検討委員会の意見としては、様々な意見が出たとお伝えいただければと思いますけれども、大事なのは、質の高い建物をどうやって建設するかということだと思うんです。

委員

私は、一番大事なのは、責任の所在というか、長くかかわると愛着も出てくるし、そういうことを考えると、最初から最後まで関わっていただけるところにお願いできたら、一番筋が通りそうな気がします。多くの人が関わることで安くしてもらえたり、その場でいい感じになったりするメリットもあるかとは思いますが、長く事業に関わる、設計から関わってくださる方というのは良いような気がしました。

事務局

今回、設計の進め方について、委員の皆様方から多様なご意見をいただきましたので、改めて

検討を加えて進めていきたいと思います。また次回、委員の皆様方には、ご報告させていただきたいと思います。

第2回建設検討委員会の主な意見の確認について

事務局

第2回橿原市新本庁舎建設検討委員会には全委員にご参加いただき、市民アンケート、住民参加型ワークショップの結果報告及び基本計画の素案を中心に審議していただきました。委員会の議事概要につきましては本日の委員会にてご了承いただければ、市のホームページにて公開していきたいと考えております。本日の説明は、その第2回検討委員会でいただきました主な意見について確認という形をとらせていただきます。

全般、コンセプトについて。

- 1、今ある建物は絶対に建てかえる必要があるということを強調したほうがよい。
- 2、新本庁舎は本来拠点的な役割とすべきだが、市の中心にあることから、拠点性と市民性の両方を兼ね備えた施設とすることが重要である。
- 3、庁舎全体から学べるまたは勉強できるきっかけを与えることのできるコンセプトや空間を持った新本庁舎となるのが望ましい。

防災の考え方について。

- 1、新本庁舎は一人一人に対しての支援をする場所ではなく、市民全体に対する支援を調整する場所ということがわかるように、防災拠点という言葉の打ち出し方をしっかりとしたほうがよい。
- 2、防災に関わる全体の対応を考えるのが新本庁舎である。
- 3、庁舎は災害発生後等の一時的な避難場所にしかならない。一時的に受け入れるのであれば、その後にまた移動してしっかりとした支援が受けられるような場所を備える必要がある。
- 4、災害時に市民が避難してくると、災害支援の方が来たときに困ってしまうため、受援窓口スペースの記載方法については注意すること。
- 5、災害対策本部室は更新しやすい機器等での対応が望ましい。
- 6、議会の災害対応マニュアルを作成することで円滑な災害対応ができると思う。
- 7、長周期地震に対してはむしろ免震構造のほうがよく揺れる。ダンパーは入っているが、何で もきくわけではないことをしっかりと認識した上で検討すること。

機能、配置について。

- 1、市民利用の多い課は低層階に配置するほうがよい。
- 2、低層階に議会を配置することで市民スペースなどが狭くなる可能性がある。もし1階に配置するのであれば、多機能的な活用方法についての考え方を盛り込むべき。
- 3、最上階は、市民が足を運びやすい環境にするほうがよいと思う。
- 4、共用部分40%の機能的な質についての記載が可能であれば必要と思われる。
- 5、基本計画における配置案はイメージでとどめるのがよい。
- 6、時代に合わせ変化していけるような建物としてつくっていけるとよい。
- 7、広場について、将来的にどう利用したいのかという考えも入れてはどうか。
- 8、防災広場は橿原市とつながる都心のオープンスペースとしてとても貴重である。ただの広場でなく、市民が長く滞在でき、有意義な時間を過ごせるような空間、広場をつくることが大切
- 9、市民交流スペースについて、コストだけを重視せず、30年、40年先をイメージした形で、未来に残るものをつくらなければいけない。
- 10、今後、若い人たちが活躍できる地域とすることが大事で、そういった今後のイメージを橿原らしさとすることも考えられる。

庁舎の規模、構造について。

- 1、見せ方として、分庁舎を含めた全体の話をもっと出しておかないと、新本庁舎のことだけを計算しているように見える。
- 2、構造について、鉄骨造のメリットが少ないのでは。限定する必要がなければ、比較のみでもよいと思われる。

今後の発注について。

- 1、設計業務に応募する設計者ができるだけ自由にアイデアを出せるような基本計画のつくり方が大切。前提条件に縛られず、どこかに融通性をつくるような出し方ができるとよい。
- 2、新本庁舎に市民性を取り入れることで、人を誘導する要衝となるのではないか。プロポーザルを出す際の要項にそういった要素を入れて提案してもらうというのはどうか。
- 3、プロポーザルでは、防災広場の提案の求め方が重要と思われる。災害時だけでなく、平常 時の活用方法についても、提案を求める必要がある。
- 4、市民交流広場、防災広場の使い方はプロポーザルで提案してもらうべき。ただ、余り具体的なイメージを求めてしまうとコンペになってしまうので、設計者選定方式の比較をする際には、考え方を示してもらいつつ、聞き方に注意しなければならない。

市民意見の聴取について。

- 1、今後も折々にワークショップという形を導入していくべき。ワークショップを行うこと自体がよい 結果をもたらしている。
- 2、ワークショップは公民館などを利用するなど、もっと多くの市民を巻き込み意見を吸い上げる 仕組みを検討して行うべき。

以上が第2回橿原市新本庁舎建設検討委員会でいただきました主な意見となります。

委員長何かお気づきの点がございましたらお願いします。

委員 防災の考え方の6番の議会の災害対応マニュアルというのは、庁舎建設には関係ないので削除 されてはどうでしょうか。

委員長 防災の考え方についての3番で、「庁舎は災害発生後等の一時的な避難場所にしかならない。 一時的に受け入れるのであれば、その後にまた移動してしっかりとした支援が」というような記述がありますけれども、一時的な避難場所にしかならないというよりは、総合的に指令を出すのがここの役割なので、市民の人たちが一斉に避難に来る場所だと誤解されてしまうと上手くいかないという話がこのとき出ていた話のような気がします。そう読めるように、もう少し書き方はないでしょうか。

委員 これだと、少なくとも一時的には受け入れ場所ということになっていますよね。

委員長 受け入れるのは仕方がないと思いますが、一時的な避難場所にしかならないというところがちょっと違うのではという気がします。

各地からの災害の応援だとか消防だとか、様々な災害対応に当たる直接の方たちがここに来ることになる、ということを書いてはどうかと思いました。一時避難場所になるのは仕方がないと思いますが。

委員 1文目を今おっしゃったほうの話にして、あとは、一時的に受け入れるのであれば云々の2文目のほうに行けばいいんじゃないですか。本来はこういう場所だということを書いて、一時的に受け入れるのであれば云々と。

委員 2ページ、機能・配置ということで、橿原らしさという言葉がよくわからないというか、歴史と文化の まちというのはわかっているのですが、これは美辞麗句であって30年、40年先という意味ではそうい った橿原らしさはそこまで重要ではないかと思います。もっと先進な部分、教育と医療など、新しい 時代をイメージしてはどうかと思います。橿原らしさという意味がよくわからない。

季員 本日いらっしゃっていない委員のご意見が基になっていると思うのですが、橿原らしさが何かについては、古さとか歴史、伝統に限らないと。橿原市というのが、医大もあれば国宝もあって、若者が学習したり新しいことを提案する場所であるということも含めた意味でおっしゃったと思うので、必ずしも古さにこだわった意味での橿原らしさじゃないということであれば、許容していただけないかなと。前回聞いていたときは確か、むしろ若者に着眼した新しいイメージの橿原というのをおっしゃっていたと思うので、両方統合したようなイメージで使っているという理解でいかがでしょう。

委員 橿原らしさと言えば、はっきり言って、みんなが納得するということです。本来それでいいのかと、 この文明の時代に。私の意見としては、もうそれは古いよということを言いたいので。 委員長

前回は、橿原らしさという点が曖昧になっていて、そうやって言うのは良くないという今のお話がまさに出ていたと思うのですが、その歴史や文化とかに加えて、今後の若者たちがつくり上げていくものを加えて、これから橿原らしさを定義づけていかなければならないと思います。歴史、文化に加えて、若者が担う未来みたいなことを入れたものが橿原らしさだというふうに今後作っていかなくてはならないと私は理解しました。

委員

この言葉だけでは、要は神武さんを意識したようなレベルになってしまう。そういうのは1,300年前なので、これからの時代、40年、100年先の話をする場合、若者に集まってもらえるような、そういうまちにしないといけないから、どちらかというと、サイエンスとか医療とか教育などを打ち出すような、新しさを入れてくれたらいい。ニュー橿原というイメージで。

委員長

今後のイメージを加えて、とやれば良いと思います。

委員

伝統は伝統で大事だと思うので、それに橿原の藤原京を初めとする、橿原神宮などもすごい歴史なので、その歴史に今おっしゃった若者とか未来に向けてという今後のイメージを加えて、新たな橿原らしさをつくっていくということでしょうかね。

委員

だから、"新"や"ニュー"など何かをつけてほしいです。橿原らしさといったら、日本の始まりとかそういう意味になってしまうので、それは、1,300年、400年の世界なので、要は観光の一部、光り物を観ると書くけれども、光り物があるのかと、こういうレベルなので、僕は、文化は産業というか、生産性はあると思うが、歴史には生産性は合ってないと思うので、古墳とかそんな時代じゃないと思う。それは保存していくべきだと思います。

委員

橿原らしさというのに私もいろいろ縛られてきました。ただし、過去はリスペクトすべきだと思っていて、若者たちも知りたいことは知りたくて、バトンを渡すというか、次世代につなぐという意味において、過去はここまで続いてきたこと、それとここは1,300年とかの歴史があるけれども、そうじゃないところの人にとってはうらやましいことであったりもするので、その辺りは大事にしつつ、今おっしゃったみたいに、橿原らしさというかどうかわからないですけれども、それは今まで大事にされてきたものをここで一新するというのではなくて、新たな気持ちで次世代につなぐというのでいいのではないかと思ったりもします。

委員長

今のところは少し修正をお願いしたいと思います。

私のほうから、市民意見の聴取について、最後ですが、「公民館などを利用するなど」と書いてあり、これは多くの市民を巻き込んで意見を吸い上げる仕組みを考えるためだと思うのですが、これ以外に出ていませんでしたか。場所の問題ではないような気がするのです。日時とか選び方とか、これだと公民館でやればみんな集まるだろうというように見えるのですが。

委員

公民館は集まりやすい場所にあるということで、そこには各団体、自治会、また民生委員、様々な団体があるので、その辺の人がどういうぐあいに集まってもらうように、吹聴するかは、行政の仕事だと思います。

委員長

市民の皆さんが集まりやすい公民館などを利用するとか、そういうふうに書けばいいですね。

委員

集まってワークショップもできるようなつくりにはなっているから、公民館というのは絶対いいと思う。

基本計画(素案)について

事務局

前回の委員会におきまして、この基本計画の素案につきましてはご承認いただきましたので、今回は前回の資料より変更を加えた点を中心にご説明させていただきます。

8ページ、9ページにあります災害対応活動拠点ですが、前回の委員会におきまして、本庁舎は個々の市民の支援をする場所ではなく、市民全体に対し支援を行う場所、市全体の対応をする場所であることをはっきりと伝えるべきであるとのご意見をいただきましたので、本庁舎の防災拠点機能とは、災害対応活動拠点である旨を明記させていただきました。

9ページの中段の表、市民サービス機能の備考欄、「ただし、保健事業は新本庁舎にて行う」を 追記しております。

10ページは、本庁舎整備後の各課の配置を今回新たに記載しております。この表によりまして、 業務の特性上、その場所にいることが必要な課以外は、新本庁舎及び分庁舎に集約できることをあ らわした表となっております。

11ページからは、防災拠点機能の説明となりますが、表2.2.の中で、災害対策本部室と災害対策本部会議室の欄の「大型プロジェクター設置」が、前回資料では「大型モニター設置」としておりましたが、更新しやすい機能をとのご指摘がありましたので、プロジェクターに変更いたしました。

12ページ、②ライフライン、備蓄機能ですが、どのメーカーも72時間連続運転までしか保証していないこと、72時間以上とすると2台必要であり、大きくコストが変わってくるというご意見がございましたので、72時間程度に変更させていただきました。

④災害対応、救援、一時避難のための屋外スペースの防災広場につきましては、「災害対応活動スペースとして計画する。また、災害発生直後の一時避難を想定した整備とする」という形にさせていただきました。

13ページの橿原市地域防災計画における新本庁舎の位置づけという枠については、本文の中身を変更させていただいております。「新本庁舎に設ける災害対策本部は、災害時の指揮・調整、情報収集、物資調達・輸送管理、部外連絡協力及び広報等の役割を担う拠点機能である。また、新本庁舎は指定緊急避難場所とはならないが、敷地内に設ける防災広場は、災害発生直後に一時避難できるスペースとして活用する。その後、災害対応が進み周辺の安全が確認されるに従って、避難者を指定避難所へ誘導し、各関係機関の災害対応車両や各種支援車両及びマスコミ各社の中継車等の駐車場として利用する」とさせていただきました。これによりまして、本庁舎の防災拠点機能、災害対応活動拠点といった位置づけを明確にしております。

(6) 市民サービス機能では、④保健事業機能を追加しております。保健事業機能の整備方針は、「市民の健康増進の総合的な推進及び市民の自主的な保健活動に関する機能を整備する」とし、保健事業については、「健診やさまざまな講座、教室の目的に応じた居室を整備する。ただし、他の機能と可能な限り共用で使用できる配置とする」とさせていただきました。また、待合スペースについては、「健診や相談等の来訪者が待機できるスペースを確保するとしております。整備時の留意点としましては、来訪者が多世代にわたるなど事業の特殊性を考慮した配置、動線計画とする」としております。

17ページ、(7)市民自治の拠点機能につきましては、③市民の交流を支える機能に括弧書きで防災広場と受援窓口スペースの平常時の使い方といった文言を追記しております。この市民の交流を支える機能としましては、9ページの表にもありましたとおり、主に分庁舎で担うことができると考えております。ただ、本庁舎における機能としましては、防災広場や受援窓口の災害時に必要なスペースを平常時どのように活用するかということを明確にするために追記しております。

(8) 施設管理機能につきましては、④長寿命化に隈研吾氏の過去からのつながりを未来へ継承するという『レガシー』の思想に基づき、整備方針に、「市民に親しまれ、長寿命な100年使い続けられる庁舎を目指す」とし、「市の歴史を継承し、未来を見据えた建築計画」を追記いたしました。

第3章につきましては、健康増進課と保健事業が加わったことにより、大きく変更させていただい ております。

供用開始予定時点の平成35年度の新本庁舎における職員数は、健康増進課が加わることで33 課となりますので、380人となります。平成30年度の総務省基準による算定に用います入居職員数につきましては、317人となります。この入居職員数をもとに算定しますと、庁舎の標準面積としましては1万1,190.1㎡となります。また、この平成30年度の基準に含まれていないと解釈される面積は、以前お示ししていた約1,000㎡に、保健事業機能の550㎡を加えて1,550㎡となりますので、新本庁舎全体の必要面積としましては1万2,740.1㎡となります。

次に、現在廃止されております平成22年度の総務省の基準によって妥当性の確認を行っております。同様の計算方法で算定しますと、庁舎の必要面積は1万2,849.8㎡となりまして、平成30年度の基準で算定した結果とほぼ同規模となります。このことにより、平成30年度基準で算定することは妥当であると言えます。

これらの結果より、庁舎の必要面積は、30年度で算定しました1万2,740.1㎡となりますが、庁舎をコンパクト化する、またコスト縮減を図るといった観点から、約1,000㎡を削減することとし、庁舎の目標面積としましては、1万1,500㎡とさせていただきたいと考えております。

続いて、分庁舎との比較を行っております。新本庁舎の目標面積が1万1,500㎡から受援窓口や保健事業、特別職の執務室など、この分庁舎にはないと考えられる面積を除いた面積を職員数で割りますと、職員1人当たりの面積は23.5㎡となります。分庁舎においては、職員1人当たりの面積

は24.5㎡となっており、本庁舎のほうがコンパクトな庁舎であると言えます。

続きまして橿原市と同規模の類似団体の事例を比較しております。類似団体につきましては、庁舎の基本計画のある団体を抜粋しておりますが、この類似団体の職員1人当たりの面積の平均は29.7㎡であることに比べ、橿原市においては、保健事業機能が加わったにもかかわらず、新本庁舎と分庁舎を合わせまして27.9㎡となっておりますので、コンパクトな庁舎であると言えます。

続きまして、駐車場の規模の算定となります。来訪者用の駐車場の算定につきましては、3つのパターンで検討を行っております。1つ目が本庁舎に入居する課のヒアリングによる実績に基づいて算定する方法となっております。この算定によりますと、来訪者用の駐車場が40台必要となっております。この40台に議員用24台、また健診などの保健事業用として最低50台必要なため、総数が114台必要となっております。

次に、2パターン目は、市の人口規模から算定する方法をとっております。この方法によりますと、 議員用と保健事業用を加えて、市庁舎全体としましては227台必要となっております。この227台から分庁舎で整備されている67台を除いて、本庁舎には160台必要という結果になっております。

続きまして、3番目のパターン、災害時に参集する職員数から算定するといった方法をとらせていただいております。その台数としては148台となります。

また、これら3つの方法による算定の結果から、来訪者用の駐車場としては最大の結果となりました160台のスペースを確保することが必要と考えております。

30ページには、公用車の駐車場について記載しております。公用車につきましては、全部で79 台必要であると考えております。この公用車用79台と来訪者用160台を合わせまして、全部で239台分の駐車場を確保する必要があると考えております。ただし、これら全てを現状の計画敷地で確保することはかなり困難であることから、公用車用の79台から市長車等の特別職用の5台を除いた74台分の公用車につきましては、現在公用車置き場として利用しておりますJR畝傍駅前、またその横にあります現在月極め駐車場となっております市有地を活用しまして、そこに公用車用74台を配置したいと考えております。残りの来訪者用160台と特別職用の公用車車庫5台分につきましては、計画敷地及び東駐車場にて確保したいと考えております。

31ページですが、庁舎周辺の測量業務が完了し、面積が確定いたしました。敷地1が6,825.2㎡、敷地2が1,306.6㎡で、敷地面積の合計は8,131.8㎡となっております。

33ページは、建物の高さにつきまして、最大で7階建てであるという方針は変更していないのですが、地下の利用については、「地下利用を極力抑えることのできる配置計画を検討する」と変更させていただきました。

34ページの機能配置の方針ですが、前回の資料では、各階ごとのイメージを記載させていただいていましたが、今回の資料では、階層ごとの配置方針と変更いたしました。その中には、低層階では議会機能、来訪者の多い執務機能、保健事業機能、受援窓口(市民交流スペース)、中層階には災害対応本部機能、市長室、執務機能、高層階には執務機能、行政委員会等とさせていただきました。

36ページの構造計画につきましては、耐震安全性の目標が I 類、A類、甲類であること、耐震の工法として免震構造とすることに変更はないのですが、38ページになります上部構造につきましては、前回鉄骨造と限定させていただいていたのですが、現段階では鉄骨造に限定する必要はないのでは、設計者の提案をもらってもよいのではとの指摘をいただきましたので、「設計段階において建設工期、コスト縮減効果、近隣への影響と環境への影響など総合的に判断し、構造を決定する」と変更いたしました。

39ページの設備計画の(2)省エネルギー、省資源の留意点につきましては、さまざまな方法を検討していきたいとは考えていますが、トータルコストや環境効率などを総合的に考慮した上で導入を検討する旨を記載させていただきました。

42ページは、設計者の選定として、設計については、価格競争方式の場合、落札者の能力による品質の低下などのリスクがあること、また競技設計方式(コンペ方式)の場合は、設計段階で市の意向を反映しにくいという観点から、プロポーザル方式及び総合評価落札方式を採用するとさせていただきました。

44ページには財源計画とスケジュールを記載しております。(1)財源計画の考え方には、耐震化未実施の庁舎建設に充当可能な事業債、すなわち市町村役場機能緊急保全債が創設されていることを踏まえ、可能な限り活用する方針ではございますが、平成32年度までの期限つき事業債である旨を記載させていただいております。

事業スケジュールにつきましては、本庁舎の供用開始を35年7月、事業完了につきましては36年度中を目標としております。

(3)概算事業費につきましては、庁舎の面積がふえたことによりまして、約65億7,000万円になっ

ております。

(4)財源計画につきましては、概算事業費に対する財源の内訳を記載しております。起債につき ましては、市町村役場機能緊急保全債が約1億2,000万円、一般単独事業債45億5,000万円とな り、合計約46億7,000万円となります。また、公共施設整備基金については約15億8,000万円、一般 財源約3億2,000万円といった試算となっております。

最後に、モデルプランとなっております。目標面積を1万1,500㎡、来訪者用駐車場を160台、公 用車用車庫5台を確保した場合のモデルプランとしております。あくまでモデルプランですので、庁 舎の形や駐車場の配置などについては、今後設計業務において検討を進めていきたいとは考えて おりますが、現在ある庁舎を残しながら新本庁舎を建設していきますと、7階建ての場合では建築 面積が約1,650㎡、隣接しております民有地との距離が約10.5メートルとなります。6階建ての場合 ですと、建築面積が約1,915㎡、隣接民有地との距離は約5メートルとなり、かなり民有地への圧迫 感を与えることとなると考えております。また、モデルプランの中で東駐車場につきましては、前回の |資料では立体駐車場で整備を計画しておりましたが、駐車場法に適合させた整備をしますと、数台 程度の増大しか見込めませんので、費用対効果の面から、平面の駐車場と想定いたしまして、40台 の計画としております。

なお、この来訪者用として必要な残り120台につきましては、この敷地位置内に確保できるよう、地 下駐車場や立体駐車場の整備といった方法も含めまして、設計段階にて検討していきたいと考え ております。

最後に、本日欠席されております各委員からは、スケジュールがおくれていることにより有利な起 債の対象が少なくなっているので残念である、もし設計業務を分離発注するのであれば、実施設計 において技術提案のテーマは慎重に行うべきである。担当者が過去にどのような設計にかかわって きたのかなどの実績も重要視してもよいのではないか。駐車場にとても大きなスペースが必要である が、防災広場とのつながりや外部空間のデザインなど、総合的な観点から提案を求めるとよいなど のご意見をいただきました。

委員 基本的にしっかりと防災のところを直していただいて、よくなっているとは思います。10ページの課 の配置ですが、このまま進行できるとは限らないですよね。現在の組織の体制でいく場合はこうなる ぐらいと書いておいたほうが良いのではないかと思いました。あとは適切に直していただいていると 思います。

まず、13ページ目の橿原市地域防災計画における新本庁舎の位置づけのところで、文章を新た に変えた箇所について、「また、新本庁舎は指定緊急避難場所とはならないが」と書いてあります が、これは「とはしないが」と書く方が良いのでは。細かい日本語ですが、一応市の判断としてそうし ないということなので、そこは表現が適切じゃない。日本語の書き方としてという意味で少し気になり ました。

それから、16ページ目、保健事業機能のところの留意点ですが、ここだけわざわざ事業の特殊性 を考慮したと書いてあるのですが、そんなに特殊な事業なのかという点が少し気になりました。来訪 者が多世代にわたるなどというのであれば、恐らく総合案内機能とかも来訪者は多世代にわたって いると思いますので、本当に特殊なというか、個別相談のようなものが多いという意味でしょうか。そ のくらいで想像していましたが、この辺は何か具体的にお話が可能なところがあれば教えていただ きたいと思いました。

保健事業機能は、一番多く来訪されるのが、1歳半健診、3歳半健診というのが月に4回ございま して、子どもを連れられた方が多くなります。新本庁舎につきましては、前回までは基本的に業者の 方が中心で来られると想定していました。子どもが多いということもあり、また成人病健診の相談など で年配の方も来られます。一般の市役所としての特殊性はないですが、新本庁舎においては来訪 者属性が特殊で、機能としてはできるだけ独立させたほうがいいのではないかと担当課と調整して おりますので、そのあたりに留意しておかなければいけないという意味で書かせていただいていま す。

今の件は、ほかとのバランスもあるかもしれませんけれども、そういう具体的なことがあるのなら、そ れを入れてもいいかもしれないですね。

17ページの③市民の交流を支える機能ということで、防災広場と受援窓口スペースの平常時の 使い方について、注意書きも書いていただいていますが、その後の市民交流広場と市民交流スペ

委員

事務局

委員長

ースのところで、防災広場を平常時にこういった使用をする、受援窓ロスペースを平常時にこういった活用をすると書かれていますが、平常時このスペースの名称はどうされるのですか。防災広場なのか、市民交流広場なのか。防災広場であるが、平常時は市民交流広場だという説明をするのか、市民交流広場であるが、防災時は防災広場だという説明をされるのかがわかりません。おそらく、市民の方々への案内標識はどちらかに統一しないと、わけがわからなくなってしまうと思うので、まずどちらが基本で、ただしこの状況ではこういう使い方をするという書き方で統一しないと、同じ場所を指しているのかどうかがわからなくなってしまうのかなと思いました。

事務局

その点は庁内の検討委員会でも、案内表示も含めて検討していかなければいけないと指摘がありました。基本的にここは災害対応活動拠点であり、どちらかというと、災害のためにつくるスペースを平常時どう使うかということにしたいと考えています。案内表示等については今後検討させていただきたいと思っております。

委員長

立命館大学の茨木キャンパスが、たしか茨木市の防災広場と一体になっています。それで、広場の名前は市民に親しまれやすい名前にして、どこかに防災広場というのをサブ的に入れていたような気がします。そういう事例は調べていただくと良いのではないでしょうか。たしか葛飾区の東京理科大のキャンパスも、葛飾区の防災広場と何かを兼ねているみたいです。市庁舎と一緒ではなく、災害対策の本部がある場所の広場とは少し違うので、詳細は分かりませんが。

委員

この項目より外れてしまうかもしれませんが、新本庁舎の基本計画の図を拝見していて、今例えば南都銀行のある場所は、昔警察署だったとお伺いしましたけれども、遠い未来ですが、このでこぼこしている部分を例えば丸山古墳みたいにちょっとずつ市のものにしていくという計画はないでしょうか。もし東駐車場のエリアまで全部がフラットに市のものになったら、すごくすっきりとしたいい市庁舎になるなと、心がすっとするなと、そうしたら新本庁舎もすごくきれいに見えるだろうなと思っています。

もう1点、国道24号、本庁舎の北側の道がすごく細く、バス停があり、とても細い歩道で、落ちそうになるような古い歩道がずっとそのままです。これも何とかならないかといつも思っていまして、市がすっきりしてもそこがすっきりしなかったら全然だめだと思ってしまうので、小道を保護してほしいと思っています。

それとあわせて、市民が歩けるスペースなどにも愛情を込めていただけたらなと思うのと、未来、もう既に80代を越えている方で車に乗って移動している方が橿原市にはたくさんいます。自分自身もいつ車に乗れなくなるかなと思っている、その年代がどんどんふえていくと思うので、例えば電気自動車で巡回してもらえるとか、そういうふうに多分20年かそのぐらい後にはならざるを得ない状況になるのではないかと想像していて、そこぐらいまで想像しての整備に、ここから先持っていっていただけたらいいなと思っています。

委員長

大事なご指摘だと思うのですが、国道のほうは国に働きかけなければいけません。

事務局

ご意見を3点いただきました。

1つは、現庁舎の敷地がでこぼこしていて、その周囲をきっちりした形にしていくというふうな計画がどうかというお話です。南側の国道165号沿いは、県の事業で既に道路の拡幅というのが行われています。そのときに、沿道家屋は全部セットバックするような形で、建てかえがほぼでき上がり、要は新しい建物が国道沿いには今建っているという状況になっております。我々のほうは、この庁舎は当然これから100年ほどもつぐらいの庁舎をつくっていくということで、木造との耐用年数も変わってくることも考慮いたしますと、この新庁舎ができ上がったとしても、いずれ建てかえの時期が来ますので、建てかえの敷地の確保という観点からも、取得していきたいという思いは持っております。

また、国道24号の歩道の拡幅整備の計画を国交省でお持ちです。今、奈良県内では、国交省の事業として、京奈和道の事業のほうを優先して進められておりますので、国道24号の再整備といいましょうか、そちらのほうを実施される時期というのは、遠い未来じゃないですけれども、ちょっと延びているというのが現状だそうです。ただ、整備計画はちゃんとあって、バス停や歩道の拡幅ということは進めていくということになります。

また、高齢者の方の運転ということですが、今、免許の返納などもいろいろと警察で進めておられるものの、返納したからどうなるのかということで、いまいちメリットが少ないという状況もあり、あまり進んでいないということが1つあろうかと思います。

電気自動車の件についても、東京のほうでは社会実験をされていますし、そういったところの走

行も行われているということも聞いています。オリンピック以降もどんどん電気自動車の発展が見込まれているということもお聞きしておりますので、我々のほうもある一定の区間とかをそういった形で運行するようなことができればという思いは持っております。例えば、医大の新しいキャンパスでできる道など、そのような行き来に活用できれば非常に良いのではないかという思いは持っておりますので、そういったことも想定しながらまちづくりを進めたいと考えております。

委員

市役所の北側の24号は、西から東まで歩道にできませんか。今あるNTTから市のところまで、その東側にPLの道があり、あの道を通って、この市役所の間だけは歩道にできると思うのだが。それほど市役所に来る人が多いのか少ないのかわからないが。

事務局

国道24号の当該部分はかなり道幅もあるので、そこを歩道にしたらということですが、クリニックなどこの道路に面して多数の建物がありますので、今その道路沿いに道としての機能は必ず残す必要があるのかなという気はします。委員は、国道24号が市役所のところでクランクになっているところから畝傍駅まで道も広がっていて、そこから西への道路整備ができたので、国道24号の役割は終えることができるのではないか、歩道として使えるのではないかというご意見だと思います。

委員

市役所の北側だけを歩道にすれば、そこから違う道を通って駅にも行けるし、この分庁舎にも来ることができる。年配の方を市役所が迎えるのであれば、一つの方法ではないかと思います。

事務局

そういったことも遠い将来考えられるのではないかと思います。電気自動車の普及でルートが決まって、そういったところを通らずしてというふうなことも想定できますし、あとは、これからの話で言いますと、24号の国交省直轄の事業の区間と、その南側にある国道165号というのは、国道ではあるものの、奈良県で維持管理もされている道路ということもあって、そういったところの整理もきっちりとしていった上において、初めてできることになるかと思います。

委員 信号一つ設置するにも難しいですからね。

委員長

今のお話は、市役所の北側の道は全部歩行者専用道にしてしまったらどうかと。そうなるといいですね。交通上は、南側の道路をうまく使って、クランクさせないで、1回曲がるだけでいけるのではということで。

委員 東側に抜けられますからね。

委員長 そういう方向にちょっとずつ進んでいくといいと思います。

委員 駐車場という部分は、ここら辺も一番大変だなと。余りにもいい場所に本庁舎を建てるということな

特に東駐車場は、以前から気にしていたのですが、場所がありながら、余り台数を確保できないということでした。一部立体化は難しいという話があって、要はこれは民有地だからというふうに理解していたのですけれども、実際は更地である以上、この辺りを早く買収するというのが一番いい方法だと思います。なぜかというと、毎月幾ら、年間幾ら、これが10年、20年すると幾らと、はっきり言って、こういうのは非常にお金を使うということで、将来的には問題を起こすと理解します。

ので、いかに駐車場を確保するかということが一番大変なことだと思います。

もう1つ、にぎわいの予定地というところで、あえて言えば郵便局などは半官半民であるから、早くどこかへ行ってもらう。こういうところへ置いておかない。要は基地機能を持っているわけでして、カウンターというか、事務だけでいいということだと思うので、こういうところも買収すると一番早いと思います。そうしたら、この代地というか、物々交換もできますから、できたらと思います。要は、駐車場をいかに効率的に使っていただくかということが大事ですねということを申し上げたいと思います。

委員

少し気になる事がありまして、10ページ、分庁舎のほうは、市民の窓口的な機能が集まっているという中で、ずっと上から見ていくと、財産活用課、これはどこが市民の窓口なのかなという部分で、異質なものが入っていて、今度逆に健康増進課、市民が出入りする施設が本庁舎のほうに来ると。スペースの大きさが全然違うから、これはどうしようもないとは思いますが、ジグザグになっているというのが気にはなっています。何かうまくやりくりできないのかなと、念のため確認の質問をさせていただきたいと思いました。

事務局

財産活用課は、市の施設あるいは所有地を管理している部門ということになっていますが、この分庁舎全体の管理をしております。この分庁舎の活用というのは、市民さんのご利用のほかに、団体さんがある施設の一画を利用するとか、またはホテルの運営など、要はPFIの事業の進捗を管理するようなことも担っております。そういった意味で、財産活用課はこの場所にあって初めて業務ができるということで配置をしております。

また、健康増進課は本来こちらにあるべき課ということでしたが、母子手帳の発行の手続の部分などはこちらに来ておりますし、その部分についてもある一定の充実を図り、市民さんが極力本庁舎に来ずに済むような対応を考えているところです。場合によって健康増進課は、今2人程度しか分庁舎にはおりませんが、係がそのままこちらに来るということで、市民さんにとってサービスが上がるような取り組みをしていきたいと考えております。

委員長

市民のワンストップ窓口はこっちの分庁舎というのが基本ですよね。おそらく新本庁舎ができた後でも、組織のいろいろな改変があると思うのですが、そのときに市民のワンストップ窓口はこっちだということを忘れないように、フレキシブルにやっていただけるといいと思います。

委員

質問ですが、議会とか市民交流スペースというのは、基本的には低層、1階とかに持ってくるというある程度の決め事ですか、または決定ですか。

事務局

市民ワークショップを行った際に、議会機能は1階にというお話が多くありました。実はそれから以降、保健センターのお話をさせていただいていて、我々としてはやはり保健センターの機能というのを1階に持ってくるべきで、エントランス、玄関の部分を本当に1つの玄関で、保健センターの機能と市役所の機能を両方兼用するような玄関でいいのかどうか、実際にお子さんなどが数多く来られる保健センターの機能は入り口を分けるべきではないかということも検討していかなければならないと思っております。

その中で、保健センターの機能だけで面積としては550㎡必要であり、そこに健康増進課が隣接したところで執務をするということになれば、1階で先ほどお示ししていた計画図で言えば、1,600㎡から1,700㎡ぐらいの建築面積で、それだけの規模の保健センターを配置する。さらに共用部分で、トイレとか廊下とか、あるいはエントランスの部分でも面積を多くとったりすることになりますので、議会の本会議の機能を1階に設けることが難しくなるのではないかと思っております。

その場合、議会の機能については1階ではなく、また別の階、低層階になるのか上の階になるのかというのは、議員の方々とも調整しながら配置は検討していきたいと考えていますが、市民の皆さんの希望が大きかったということもあり、低層階の部分へ議会の機能ということをお示しさせていただいているという状況です。

委員

市民も議員の態度は見たいと思う。上階に居ては見えないので。

委員長

私から1つ、本日欠席されている委員からのお話にも少しありましたが、あまりにも外側が駐車場 ばかりみたいに見えてしまう。これは基本設計のプロポーザルのときに提案をできるだけしてもらうと かいう形で、こういうふうにするというよりは、今は仕方なくこうなってしまうけれども、もっといい提案 があればというような形でぜひ考えていっていただきたいと思います。

一方、防災広場という場所にベンチとかパーゴラとか、割と具体的に位置まで描いてあるので、こういうのはよくないのではないかと思います。どういう場所なのかということさえ示してあればよくて、パーゴラをどうしてもつけなければならないのですかとか、ベンチはこの場所にないといけないのですかというふうに思われるとあまりよくないと思う。この北側の広場というのは相当工夫が必要な場所だと思うので、そういう提案をうまく受けられるような形にしていっていただければと思います。

委員

プロポーザルの際に、そういった開かれた議会というか、そのような設計提案も求めますということで、吹き抜けにして1階、2階のところで調整するとか、それは設計上の腕の見せどころだと思いますので、開かれたというか、市民からよく見えるとかいうことがずっとワークショップでも出ているのでしたら、そういうのも提案で求めると、そういう設計をされるのかなと思います。

委員

最後にこれだけはというのがあるのですが、駐車場の件は申し上げましたけれども、北側の広場の使用というのは、駅前中心にありながら、問題だと思います。郵便局の集配機能はもっと遠くへ場所を変えると。窓口機能はどこかへ入れないといけないと思いますが。

委員長 郵便局の集配機能というのはどういうことですか。 委員 トラックの出入りです。基地局。あれはこの場所には必要ないと思います。 委員長 いろんな荷物とかそういうものの出入りをこの表で余りやらないほうがいいと。 委員 渋滞の原因になっていますからね。 委員 保健センターは健診をするだけですか。 事務局 相談と健診ということです。 委員 病院みたいな形にはならないのか。役所と病院がくっついたというのは、イメージとしてすごく良い と思うが。 今の保健センター北館に休日夜間応急診療所も入っていますが、保健センターとしての健診、 事務局 相談機能をもってくることになります。 委員 本庁舎を建てかえるのだから、そこに病院のようなものがあったらいいと思う。これから高齢者も多 いし、皆来るので、病院と一体になって人を集めるのもありかと思う。 それならば医大の敷地に持っていったほうがいい。 委員 委員 今までのイメージには、庁舎と病院というのは結びつかないが、それを結びつける方法はないか なと。 事務局 その場合には、橿原地区の医師会の先生方ともお話ししていかないといけません。 事務局 それでは、本日審議いただきました基本計画案につきまして、特別委員会のほうに基本計画案と

・務局 それでは、本日番歳いたださました基本計画系につさまして、特別安貞会のはりに基本計画系として報告をさせていただき、その後パブリックコメントを実施したいと考えております。

次回の検討委員会は、このパブリックコメントの結果を反映させた基本計画案を31年2月頃にご 説明させていただく予定となります。

以上